

6) 電柱・電線をなくす

～美しい景観の創造～

電柱・電線をなくすという政策目標は、

- ・電柱や電線のない道路の割合がどれだけ増えたか（指標－15）で評価する。

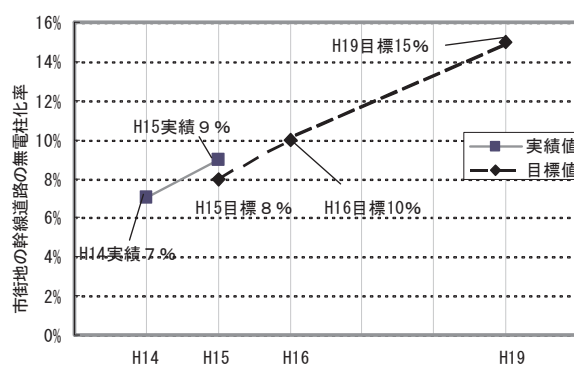
【指標－15】市街地の幹線道路の無電柱化率 (→98頁)

定義：市街地、歴史景観地区の幹線道路のうち、電柱・電線のない延長の割合

中期的な目標：平成19年度までに約15%まで向上

■無電柱化の一層の推進

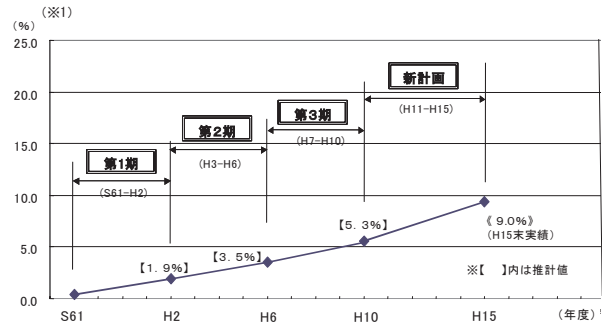
市街地の幹線道路の無電柱化率は7%→9%と2ポイントアップ、大幅なコスト縮減、面的整備により無電柱化をさらに推進。



(参考：電線共同溝整備事業費 2,287億円 [平成16年度])

無電柱化の一層の推進

市街地の幹線道路の無電柱化率は 7%→9% と 2 ポイントアップ、大幅なコスト縮減、面的整備により無電柱化をさらに推進



(※1) 市街地の幹線道路延長 約22,000km に対する無電柱化された道路の割合
市街地の幹線道路における無電柱化された道路の割合
「第1期～第3期」: S61～H10 までの3期にわたる「電線類地中化計画」
「新計画」: H11～H15 までの「新電線類地中化計画」
※【 】内は推計値

(1) 指標の動向

- 無電柱化率は電柱・電線のない道路の割合
- 平成 14 年度の市街地の幹線道路の無電柱化率は 7%。平成 15 年度では 9%と 2 ポイント向上し、目標を達成
- 我が国の無電柱化は昭和 61 年度より本格的にスタートし、毎年着実に向上。しかし、ロンドン、パリ、ボン（100%）など、欧米主要都市に比べると大きく立ち遅れ (図 15-1)

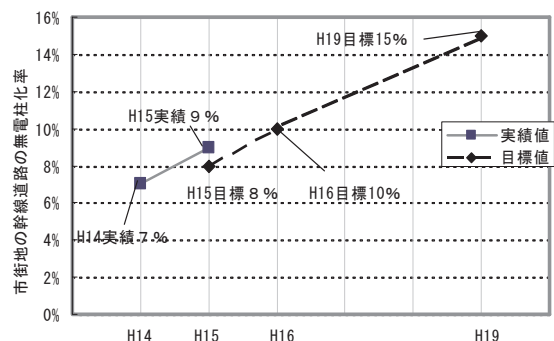
(2) 達成度報告 (昨年度の成果)

- 都道府県間において無電柱化率に大きな拡差
市街地の幹線道路における無電柱化率は、政令市では東京 23 区がトップで 45.7%、札幌市が最低で 4.3%、都道府県では鳥取県が最高で 30.9%、愛媛県が最低で 1.8%と都市間・都道府県間において大きな拡差。(表 15-1)
- 直轄国道と比較して補助国道及び都道府県道の無電柱化に遅れ
市街地の幹線道路の無電柱化率は、直轄国道（約 19%）に比べ補助国道（約 5%）及び都道府県道（約 7%）が低く、地方公共団体の一層の積極的な取組みが必要。また幹線道路の 9%に対して市区町村が管理する非幹線道路ではわずか 1%。(表 15-2)

(3) 業績計画 (今後の取組み)

- 浅層埋設方式の標準化や裏配線・軒下配線の導入によりコストを大幅に縮減
- 歴史的街並みを保存すべき地区等の主要な非幹線道路においても面的に整備
- 平成 16 年度末で無電柱化率を 10%とすることを目標に整備を推進

平成 14 年度実績	7%	
平成 15 年度	実績	9%
	目標	約 8%
中期的な目標	平成 19 年度までに約 15%まで向上	
平成 16 年度の目標	約 10%	



担当：道路局 地方道・環境課

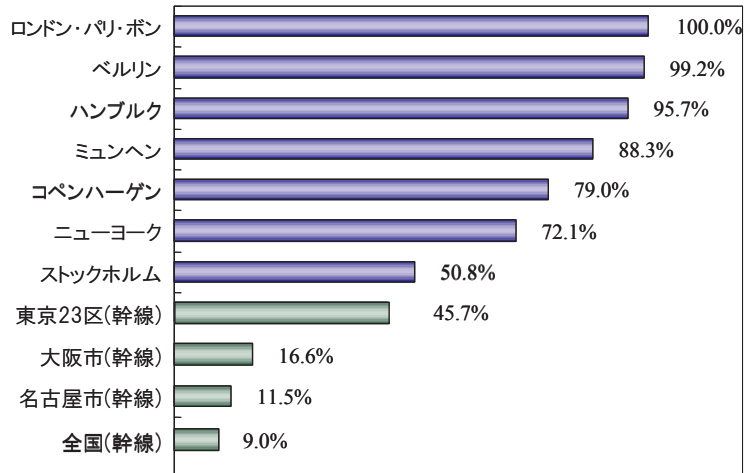
(1) 指標の動向

■ 市街地の幹線道路の無電柱化率

市街地の幹線道路の総延長（約 22,000km）のうち、電柱・電線のない道路延長の割合を示す。

■ 市街地の幹線道路の無電柱化率は 9%に向上

これまで 3 期に渡る電線類地中化計画及び新電線類地中化計画に基づき整備延長で約 5,500km を整備。それにより、市街地の幹線道路における無電柱化率が平成 14 年度の約 7%から約 9%になる等、毎年着実に成果を上げているものの、ロンドン、パリ、ニューヨークなどの欧米主要都市との比較では大きく立ち遅れている状態。



※1 海外の都市は電気事業連合会調べによる1977年の状況（ケーブル延長ベース）
 ※2 日本の状況は国土交通省調べによる2004年3月実績値（道路延長ベース）
 ※3 幹線道路：一般国道、都道府県道

図 15-1 欧米主要都市と日本の都市の無電柱化の現状

電線類の地中化について

我が国の電線類の地中化は、道路管理者と電線管理者が共同して整備する電線共同溝方式を主体に進めている。なお、電線共同溝方式においては、本体（管路、分岐樹等）を道路管理者が建設し、電線等を電線管理者が敷設する。

(2) 達成度報告(昨年度の成果)

■ 都道府県間において無電柱化率に大きな拡差

市街地の幹線道路における無電柱化率において、政令市では東京 23 区がトップで 45.7%、札幌市が最低で 4.3%、都道府県では鳥取県が最高で 30.9%、愛媛県が最低で 1.8%と都道府県間に大きく拡差が見られる。

表 15-1 代表的な政令市・都道府県における市街地の幹線道路における無電柱化率（平成 15 年度末現在）

<政令市>

ベスト 3	ワースト 3
東京都 23 区 45.7%	札幌市 4.3%
広島市 18.7%	千葉市 7.1%
大阪市 16.6%	さいたま市・神戸市 7.8%

<都道府県>

ベスト 3	ワースト 3
鳥取県 30.9%	愛媛県 1.8%
鹿児島県 29.4%	奈良県 2.2%
東京都 28.5%	三重県 2.7%

■ 補助国道及び都道府県道における整備の遅れ

市街地の幹線道路の中でも、補助国道及び都道府県道が直轄国道に較べて無電柱化率が低く、地方公共団体の一層の積極的な取組みが必要。また、幹線道路における無電柱化率 9%に対し、市区町村が管理する非幹線道路では約 1%と低調。

表 15-2 市街地における無電柱化率（道路種別毎）

	幹線道路				非幹線道路
	直轄国道	補助国道	都道府県道	幹線道路計	市区町村道
市街地における無電柱化率	18.4%	5.0%	6.7%	9.0%	1.0%

【電柱・電線をなくす ～美しい景観の創造～】

(3) 業績計画（今後の取組み）

■無電柱化推進計画の策定

平成16年4月に国土交通省と関係省庁、関係事業者は「無電柱化推進計画」を策定し、平成20年度までの5年間で、市街地の幹線道路における無電柱化率を現在の9%から17%に向上するなど一層の無電柱化の推進を図ることとしている。

■コスト縮減対策

○「無電柱化推進計画」において、よりコンパクトで簡便な構造である浅層埋設方式を標準化することで、約2割のコスト縮減。

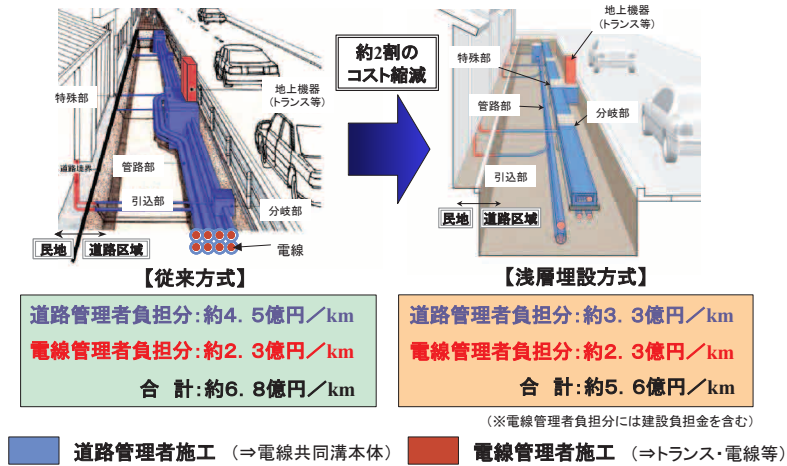


図15-2 電線共同溝方式の費用負担

○非幹線道路を中心に裏配線・軒下配線等の地中化以外の無電柱化手法も導入することでコスト縮減を図ることで、一層の無電柱化を推進する。

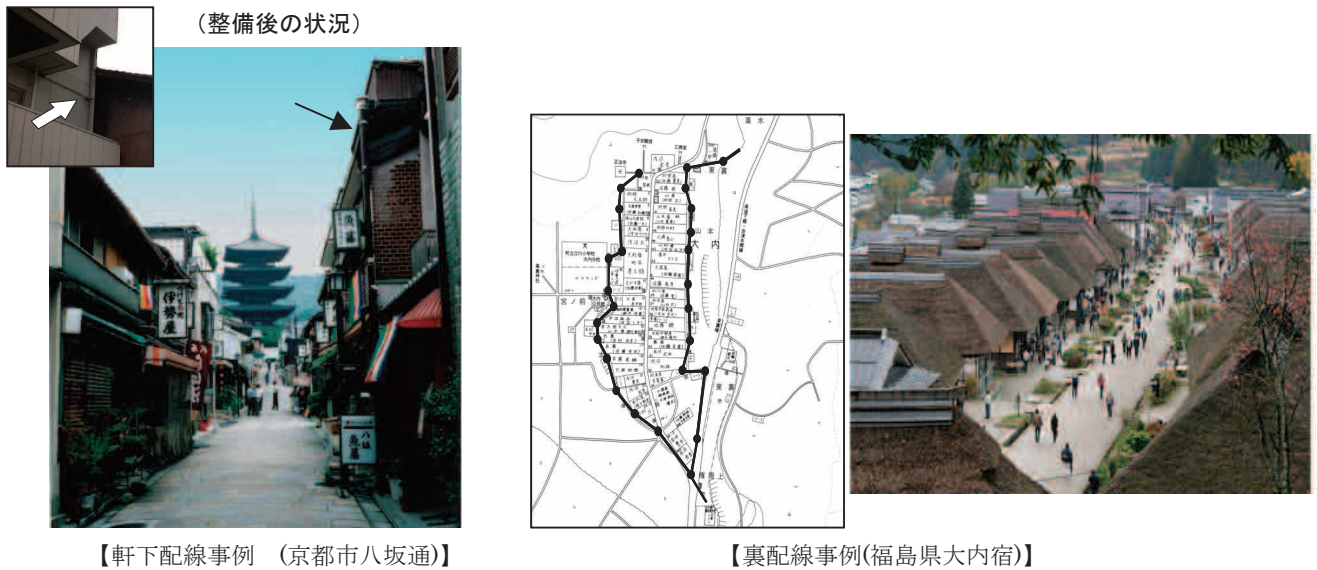


図15-3 軒下配線・裏配線の事例

■歴史的街並みを保存すべき地区等の主要な非幹線道路においても面的に整備

「無電柱化推進計画」では、くらしのみちゾーンや歴史的まち並みを保存すべき地区など面的整備対象地区 407 箇所のうち、約 7 割の地区で整備に着手。なお、平成 16 年 6 月に景観法が制定され、景観重要道路として景観計画に位置付けられた道路については、電線共同溝の整備要件を緩和する特例を措置したところ。

表15-3 主要な非幹線道路も含めて面的に整備すべき地区

	対象地区数(地区)
① ぐらしのみちゾーン (無電柱化の予定のある地区)	30
② 交通バリアフリー法に基づく 重点整備地区	227
③ 重要伝統的建造物群保存地区等	71
④ 特に防災上、整備の緊急性が高い密集市街地	3
⑤ 既成市街地等の土地区画整理事業 ・市街地再開発事業地区	76
合 計	407

(平成 15 年度末現在)

【関連する平成 16 年度の主な施策】

- トランスのコンパクト化等の技術開発に対する支援
- 軒下配線等の円滑な実施に必要な地元合意形成への支援
- 浅層埋設方式の標準化や裏配線・軒下配線の導入、既設ストックの有効活用等によるコスト縮減

(4)バックデータ

都道府県別 市街地の幹線道路における無電柱化率（平成15年度末実績）

地方ブロック	都道府県・政令指定市	市街地の幹線道路における無電柱化率 (平成15年度末実績)
北海道	北海道	3.0%
	うち札幌市	4.3%
	小計	3.0%
東北	青森県	6.4%
	岩手県	4.5%
	宮城県	6.3%
	うち仙台市	10.0%
	秋田県	6.9%
	山形県	8.1%
	福島県	4.7%
小計	6.1%	
関東	茨城県	11.4%
	栃木県	8.6%
	群馬県	6.3%
	埼玉県	3.7%
	うちさいたま市	7.8%
	千葉県	5.3%
	うち千葉市	7.1%
	東京都	28.5%
	うち区部	45.7%
	神奈川県	9.2%
	うち横浜市	12.5%
	うち川崎市	10.9%
	山梨県	3.5%
	長野県	7.1%
小計	13.2%	
北陸	新潟県	7.4%
	富山県	6.1%
	石川県	4.7%
	小計	6.3%
中部	静岡県	6.8%
	愛知県	4.2%
	うち名古屋市	11.5%
	岐阜県	12.4%
	三重県	2.7%
小計	5.5%	
近畿	福井県	8.7%
	滋賀県	3.0%
	京都府	8.8%
	うち京都市	8.2%
	大阪府	5.1%
	うち大阪市	16.6%
	兵庫県	3.7%
	うち神戸市	7.8%
	奈良県	2.2%
	和歌山県	12.6%
小計	5.2%	
中国	鳥取県	30.9%
	島根県	11.3%
	岡山県	7.4%
	広島県	10.0%
	うち広島市	18.7%
山口県	25.8%	
小計	14.1%	
四国	徳島県	4.3%
	香川県	4.4%
	愛媛県	1.8%
	高知県	3.9%
	小計	3.4%
九州	福岡県	7.5%
	うち福岡市	14.6%
	うち北九州市	10.5%
	佐賀県	13.6%
	長崎県	13.2%
	熊本県	16.8%
	大分県	6.7%
	宮崎県	15.3%
	鹿児島県	29.4%
	小計	11.2%
沖縄	沖縄県	12.6%
	小計	12.6%
全国計		9.0%

注1) 電線類地中化データベースによる

注2) 政令指定都市は都道府県の内数